

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月12日

【四半期会計期間】 第70期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

【会社名】 岡本硝子株式会社

【英訳名】 OKAMOTO GLASS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡本 毅

【本店の所在の場所】 千葉県柏市十余二380番地

【電話番号】 04(7137)3111

【事務連絡者氏名】 常務取締役コーポレートサービス本部長 阿部 裕

【最寄りの連絡場所】 千葉県柏市十余二380番地

【電話番号】 04(7137)3111

【事務連絡者氏名】 常務取締役コーポレートサービス本部長 阿部 裕

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第2四半期 連結累計期間	第70期 第2四半期 連結累計期間	第69期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (千円)	3,100,020	2,878,867	6,119,756
経常利益 (千円)	49,372	18,286	135,727
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	22,777	22,964	83,416
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	30,122	7,316	102,261
純資産額 (千円)	730,681	939,936	808,384
総資産額 (千円)	6,276,714	6,477,010	6,100,152
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	1.43	1.43	5.23
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	1.42	1.42	5.16
自己資本比率 (%)	11.2	14.5	12.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	173,039	54,067	545,783
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	199,792	77,654	320,387
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	231,089	305,788	507,185
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	258,065	415,620	244,925

回次	第69期 第2四半期 連結会計期間	第70期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	3.94	0.57

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は契約等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第2四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、米国では、雇用拡大により好調な個人消費と設備投資の持ち直しにより、景気の拡大を続け、ヨーロッパ地域では、英国などで景気が回復しており、中国では、消費は堅調に増加しておりますが、固定資産投資の弱い伸びと低調な輸出により景気は減速しております。日本経済は、個人消費と設備投資の持ち直しにより緩やかな回復基調が続いておりますが、輸出と生産が弱含みであるなど、景気は一部に弱さをみせております。

データプロジェクターの販売は、米国、アジア地域が堅調でしたが、世界的なスポーツイベントの完了などにより欧州、南米地域が弱含みとなったため、当社グループのプロジェクター用反射鏡及びフライアイレンズへの需要は横ばいでした。

フライアイレンズを生産していた本社工場(千葉県柏市)の電気溶融炉1基を平成27年6月に定期補修のため停止した後は、フライアイレンズのガラス基板を持分法適用関連会社のJAPAN 3D DEVICES株式会社から購入していることにより買入部品費が増加しましたが、フライアイレンズの製品単価の適正化、減価償却費の減少や契約電力量の引き下げなどによる固定費軽減、当社の取締役及び監査役並びに従業員等に付与したストックオプションの見積り失効数の増加による株式報酬費用の減少により営業利益は増加しました。

持分法適用関連会社であるJAPAN 3D DEVICES株式会社に係る持分法による投資損失56百万円を営業外費用に計上いたしました。投資有価証券売却益15百万円を特別利益に計上いたしました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の連結業績は、売上高2,878百万円(前第2四半期連結累計期間比7.1%減)、経常利益18百万円(前第2四半期連結累計期間比63.0%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益22百万円(前第2四半期連結累計期間比0.8%増)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

光学事業

当第2四半期連結累計期間の売上高は2,167百万円と前年同期と比べ178百万円(7.6%)の減収となり、セグメント利益(営業利益)は425百万円と前年と比べ52百万円(14.2%)の増益となりました。フライアイレンズの製品単価の適正化などにより増益となりました。

プロジェクター用反射鏡は、販売数量が前年同期比で3.5%増加し、売上高は5.2%減少いたしました。フライアイレンズは、販売数量が前年同期比で6.5%減少し売上高は7.3%減少いたしました。フライアイレンズの製品単価の適正化はありましたが、一部製品について完成品の販売からガラス基板の販売へ切り替えを行ったため、平均販売単価は横ばいでした。

照明事業

当第2四半期連結累計期間の売上高は343百万円と前年同期と比べ22百万円(7.1%)の増収となり、セグメント利益(営業利益)は43百万円と前年と比べ13百万円(24.2%)の減益となりました。自動車用ヘッドレンズ及びフォグレンズ、一般照明の売上高は減少しましたが、自動車インテリア用ガラス製品とカーナビ用等特殊カバーガラスの売上高が増加しました。フライアイレンズ専用炉1基の定期補修のための停止により本社工場(千葉県柏市)の固定費配賦額が増加し、減益となりました。

その他

当第2四半期連結累計期間の売上高は367百万円と前年同期と比べ65百万円(15.0%)の減収となり、セグメント損失(営業損失)は191百万円でした(前第2四半期連結累計期間のセグメント損失は195百万円)。洗濯機用ドアガラスと撤退したプロジェクター向け偏光子の売上高が減少いたしました。前第2四半期連結累計期間の途中まで連結子会社であったJAPAN 3D DEVICES株式会社が、当第2四半期連結累計期間は、期初より持分法適用関連会社であるため、販売費及び一般管理費が減少しました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末と比べて376百万円増加し、6,477百万円となりました。

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べ502百万円の増加となりました。この主な要因は現金及び預金が167百万円増加、受取手形及び売掛金が285百万円増加したことなどによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ125百万円の減少となりました。

この結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べ376百万円の増加となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ60百万円の増加となりました。この主な要因は、支払手形及び買掛金が106百万円増加したことなどによるものであります。

固定負債は前連結会計年度末に比べ184百万円の増加となりました。この主な要因は、長期借入金が203百万円増加したことなどによるものであります。

この結果、負債合計は245百万円の増加となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ131百万円の増加となりました。この主な要因は、第8回新株予約権(行使価額修正条項付)が行使されたことにより、資本金が78百万円増加、資本剰余金が78百万円増加したことなどによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ170百万円増加し、415百万円となりました。

営業活動により資金は54百万円減少(前第2四半期連結累計期間は173百万円増加)しました。減価償却費180百万円(前第2四半期連結累計期間は216百万円)、持分法による投資損失56百万円(前第2四半期連結累計期間は14百万円)、仕入債務の増加106百万円(前第2四半期連結累計期間は90百万円減少)などの増加要因に対し、売上債権の増加285百万円(前第2四半期連結累計期間は63百万円の増加)、たな卸資産の増加50百万円(前第2四半期連結累計期間は61百万円減少)、その他の資産の増加42百万円(前第2四半期連結累計期間は42百万円減少)などの減少要因がありました。

投資活動により資金は77百万円減少(前第2四半期連結累計期間は199百万円の減少)しました。投資有価証券の売却による収入42百万円などの増加要因に対し、有形固定資産の取得による支出128百万円(前第2四半期連結累計期間は330百万円)などの減少要因がありました。

財務活動により資金は305百万円増加(前第2四半期連結累計期間は231百万円の減少)しました。長期借入れによる収入534百万円、株式の発行による収入156百万円などの増加要因に対し、長期借入金の返済324百万円などの減少要因がありました。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は127百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	63,766,960
計	63,766,960

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式 (注)2	16,698,440	17,512,940	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株であります。 (注)3、4
計	16,698,440	17,512,940		

(注)1 提出日現在発行数には、平成27年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 行使価額修正条項付新株予約権を発行しております。

3 普通株式に係る行使価額修正条項付新株予約権の特質は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は3,000,000株、本新株予約権1個当たりの割当株式数(上記(注2))は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(ただし、上記(注)2に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある。)。
 なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日(但し、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)のない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引のVWAPの91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。

(3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(4) 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、当初140円である(上記3を参照)。

(5) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は3,000,000株(平成27年7月16日現在の発行済株式総数に対する割合は18.80%)、割当株式数は100株で確定している。

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(上記(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：420,000,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

(7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、下記7(2)を参照)。

4 普通株式に係る行使価額修正条項付新株予約権に関する事項は以下のとおりであります。

・本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容

(1) 当社は、割当先との間で本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記内容を規定したファシリティ契約を締結している。ファシリティ契約の概要は下記のとおりである。

割当先は、平成27年8月5日から平成29年2月28日までの期間(以下「ファシリティ特約期間」という。)においては、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の行使期間内であっても、本ファシリティ契約の規定に従って行使する場合は本新株予約権

を行使しないことに同意する。

当社は、ファシリティ特約期間において、本ファシリティ契約の規定に従い、随時、何回でも、割当先に対して本新株予約権の行使を要請する期間（以下「行使要請期間」という。）及び行使要請期間中に割当先に対して行使を要請する本新株予約権の個数（以下「行使要請個数」という。）を定めることができる。

当社は、行使要請期間及び行使要請個数を定めたときは、行使要請期間の初日の前取引日までに、割当先に対して通知（以下「行使要請通知」という。）を行います。なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度プレスリリースを行う。

当社は、当社に重要事実等が生じた場合には、かかる事実等について公表された後でなければ、行使要請通知を行うことができない。

当社が行使要請通知を行った場合、割当先は、行使要請通知に定める行使要請期間中において、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力する。ただし、割当先は、本新株予約権を行使する義務を負わない。

1回の行使要請通知に定める行使要請期間は、20取引日以上期間。

1回の行使要請通知に定める行使要請個数は、1,000個以上、15,000個以内の範囲。

当社は、割当先に対し、撤回通知を交付することにより、その時点で未行使の行使要請個数のある行使要請通知を撤回することができる。ただし、行使要請通知に係る残存行使要請期間（撤回通知が行われた日（当日を含む。）から当該行使要請通知に係る行使要請期間終了日までの期間をいう。）が3取引日未満である場合を除く。なお、当社は、撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースを行う。

約2年間の行使期間のうち最後の6か月間は、自由裁量期間となり、割当先は自社の裁量で自由に行使することが可能となる。

当社は、当社が本ファシリティ契約締結時に導入している買収防衛策を継続する間に、当社の株式の保有割合が20%以上となる買付又は公開買付けに対する対抗措置の発動事由が発生したことを認識した場合には、直ちにその旨を割当先に通知の上、当該通知の時点で割当先が保有する本新株予約権の全部（以下「買収事由発生時本新株予約権」という。）を1個当たり金108円で買い取ることに割当先と協議（以下「買収事由発生時本新株予約権の取得にかかる協議」という。）を行う。当社は、以下(i)及び(ii)で言及する売買契約の締結前に当社の取締役が買収防衛策に基づく対抗措置の発動を決定したことを条件として、(i)買収事由発生時本新株予約権の取得にかかる協議の時点で当社及び割当先の双方において買収事由発生時本新株予約権を売買することに関し法令上の制約が存在しないと認められる場合には、当該協議の後速やかに、割当先との間で売買契約を締結の上、割当先から金108円で買収事由発生時本新株予約権を買い取るものとし、(ii)買収事由発生時本新株予約権の取得にかかる協議の時点で当社又は割当先一方又は双方において買収事由発生時本新株予約権を売買することに関し法令上の制約が存在すると認められる場合には、当該法令上の制約が全て解消された後速やかに、割当先との間で売買契約を締結の上、割当先から金108円で買収事由発生時本新株予約権を買い取るものとする。

(2) その他の取決めについて

本新株予約権買取契約において、割当先は当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められている。

割当先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針である。また、割当先はいずれの場合も市場動向を勘案し、借株を用いた売却又は適時売却を行う方針である。当社と割当先は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、当該10%を超える部分に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定めている。

当社は割当先との間で、本新株予約権の発行を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、割当先が残存する本新株予約権を全て行使した日、当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たり108円の支払を完了した日、平成29年8月31日又は買収事由発生時本新株予約権の取得にかかる協議に入った日のいずれか先に到来する日までの間、割当先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の

株式及び当社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）の発行又は売却（ただし、ストックオプションに関わる発行、株式分割、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除く。）を行わないこと、並びに上記の発行又は売却を実施することにかかる公表を行わないことに合意している。

・当社の株券の売買について割当先との間で締結した取決めの内容

当社は、割当先との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をしている。

・当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者との間で締結した取決めの内容

本新株予約券発行に伴い、岡本興産有限会社はその保有する当社普通株式について割当先との間に株式貸借取引を締結している。

・その他投資者の保護を図るための事項

割当先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第8回新株予約権（行使価額修正条項付）
決議年月日	平成27年7月16日
新株予約権の数(個)	30,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額1株当たり308円 (注)3、(注)4
新株予約権の行使期間	平成27年8月5日～平成29年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は出来ないものとする。 (注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の事前の同意を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式3,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、100株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 本新株予約権の発行後、第4項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (4) 調整後の交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第4項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後の行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）に、決定日の前取引日（但し、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）のない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引のVWAPの91%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。但し、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が金140円（以下「下限行使価額」という。但し、第4項による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て(以下総称して「株式分割等」という。)をする場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

本項第(3)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割当てる場合を含む。))は、新株予約権を無償で発行したものと本を適用する。)

調整後の行使価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の行使価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日(当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日)以降これを適用する。

但し、本に定める証券(権利)又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後の行使価額は、当該証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日(以下「転換・行使開始日」という。)において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、且つ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含めないものとする。

行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。（但し、以下の場合を除く。「当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金108円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。」）

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、時価算定日が、株式会社証券保管振替機構の定める新株予約権行使請求を取り次がない日の初日より前である場合に限り、本項第(2)号に基づく行使価額の調整を行うものとする。但し、下限行使価額については、常にかかる調整を行うものとする。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整される場合を含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額（下限行使価額を含む。以下本号において同じ。）、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は3,000,000株、本新株予約権1個当たりの割当株式数（上記（注2））は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない（ただし、上記（注）2に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある。）。

なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）に、決定日の前取引日（但し、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）のない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引のVWAPの91%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に上記(2)に記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、当初140円である（上記3を参照）。
- (5) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は3,000,000株（平成27年7月16日現在の発行済株式総数に対する割合は18.80%）、割当株式数は100株で確定している。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（上記(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）：420,000,000円（ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。）
- (7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、下記7(2)を参照）。

7. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取り決めの内容

- (1) 当社は、割当先との間で本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記内容を規定したファシリティ契約を締結している。ファシリティ契約の概要は下記のとおりである。

割当先は、平成27年8月5日から平成29年2月28日までの期間（以下「ファシリティ特約期間」という。）においては、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の行使期間内であっても、本ファシリティ契約の規定に従って行使する場合は本新株予約権を行使しないことに同意する。

当社は、ファシリティ特約期間において、本ファシリティ契約の規定に従い、随時、何回でも、割当先に対して本新株予約権の行使を要請する期間（以下「行使要請期間」という。）

及び行使要請期間中に割当先に対して行使を要請する本新株予約権の個数（以下「行使要請個数」という。）を定めることができる。

当社は、行使要請期間及び行使要請個数を定めたときは、行使要請期間の初日の前取引日までに、割当先に対して通知（以下「行使要請通知」という。）を行います。なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度プレスリリースを行う。

当社は、当社に重要事実等が生じた場合には、かかる事実等について公表された後でなければ、行使要請通知を行うことができない。

当社が行使要請通知を行った場合、割当先は、行使要請通知に定める行使要請期間中において、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力する。ただし、割当先は、本新株予約権を行使する義務を負わない。

1回の行使要請通知に定める行使要請期間は、20取引日以上、20取引日以下の期間。

1回の行使要請通知に定める行使要請個数は、1,000個以上、15,000個以内の範囲。

当社は、割当先に対し、撤回通知を交付することにより、その時点で未行使の行使要請個数のある行使要請通知を撤回することができる。ただし、行使要請通知に係る残存行使要請期間（撤回通知が行われた日（当日を含む。）から当該行使要請通知に係る行使要請期間終了日までの期間をいう。）が3取引日未満である場合を除く。なお、当社は、撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースを行う。

約2年間の行使期間のうち最後の6か月間は、自由裁量期間となり、割当先は自社の裁量で自由に行使することが可能となる。

当社は、当社が本ファシリティ契約締結時に導入している買収防衛策を継続する間に、当社の株式の保有割合が20%以上となる買付又は公開買付けに対する対抗措置の発動事由が発生したことを認識した場合には、直ちにその旨を割当先に通知の上、当該通知の時点で割当先が保有する本新株予約権の全部（以下「買収事由発生時本新株予約権」という。）を1個当たり金108円で買い取ることに伴い割当先と協議（以下「買収事由発生時本新株予約権の取得にかかる協議」という。）を行う。当社は、以下(i)及び(ii)で言及する売買契約の締結前に当社の取締役会が買収防衛策に基づく対抗措置の発動を決定したことを条件として、(i)買収事由発生時本新株予約

権の取得にかかる協議の時点で当社及び割当先の双方において買収事由発生時本新株予約権を売買することに関し法令上の制約が存在しないと認められる場合には、当該協議の後速やかに、割当先との間で売買契約を締結の上、割当先から金108円で買収事由発生時本新株予約権を買い取るものとし、(ii)買収事由発生時本新株予約権の取得にかかる協議の時点で当社又は割当先一方又は双方において買収事由発生時本新株予約権を売買することに関し法令上の制約が存在すると認められる場合には、当該法令上の制約が全て解消された後速やかに、割当先との間で売買契約を締結の上、割当先から金108円で買収事由発生時本新株予約権を買い取るものとする。

(2) その他の取決めについて

本新株予約権買取契約において、割当先は当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められている。

割当先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、借株を用い売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針である。また、割当先はいずれの場合も市場動向を勘案し、借株を用いた売却又は適時売却を行う方針である。当社と割当先は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、当該10%を超える部分に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定めている。

当社は割当先との間で、本新株予約権の発行を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、割当先が残存する本新株予約権を全て行使した日、当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たり108円の支払を完了した日、平成29年8月31日又は買収事由発生時本新株予約権の取得にかかる協議に入った日のいずれか先に到来する日までの間、割当先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）の発行又は売却（ただし、ストックオプションに関わる発行、株式分割、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除く。）を行わないこと、並びに上記の発行又は売却を実施することにかかる公表を行わないことに合意している。

8. 当社の株券の売買について割当先との間で締結した取決めの内容

当社は、割当先との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をしている。

9. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者との間で締結した取決めの内容

本新株予約権発行に伴い、岡本興産有限会社はその保有する当社普通株式について割当先との間に株式貸借取引を締結している。

10. その他投資者の保護を図るための事項

割当先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第2四半期会計期間 (平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	7,479
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	747,900
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	210
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	157,112
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	7,479
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	747,900
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	210
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	157,112

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年7月1日～ 平成27年9月30日 (注)	747,900	16,698,440	78,556	1,840,946	78,556	79,917

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

(平成27年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
岡本興産有限会社	東京都文京区弥生2-16-2	4,996	29.92
株式会社オハラ	神奈川県相模原市中央区小山1-15-30	1,500	8.98
有限会社オー・ジー・シー	東京都文京区弥生2-16-2	1,066	6.39
岡本 毅	東京都文京区	614	3.68
岡本硝子社員持株会	千葉県柏市十余二380	378	2.27
岡本 峻	東京都文京区	263	1.58
田川 麻利子	東京都文京区	246	1.48
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	140	0.84
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	137	0.82
岡本 春枝	東京都文京区	126	0.76
計		9,470	56.71

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成27年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 700		株主としての権利内容に制限のない、 標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,695,800	166,958	同上
単元未満株式	普通株式 1,940		同上
発行済株式総数	16,698,440		
総株主の議決権		166,958	

【自己株式等】

(平成27年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 岡本硝子株式会社	千葉県柏市十余二380番地	700		700	0.0
計		700		700	0.0

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	248,525	415,620
受取手形及び売掛金	1 995,156	1 1,280,399
商品及び製品	312,882	299,962
仕掛品	296,483	355,673
原材料及び貯蔵品	62,781	67,019
その他	114,054	115,465
貸倒引当金	4,909	6,786
流動資産合計	2,024,973	2,527,352
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,432,793	1,377,501
機械装置及び運搬具（純額）	1,013,413	809,967
土地	703,014	703,014
リース資産（純額）	114,925	95,515
その他（純額）	244,451	483,539
有形固定資産合計	3,508,598	3,469,538
無形固定資産		
投資その他の資産	18,441	16,705
投資有価証券	447,988	360,952
その他	100,150	102,461
投資その他の資産合計	548,139	463,413
固定資産合計	4,075,179	3,949,657
資産合計	6,100,152	6,477,010
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	393,241	499,413
短期借入金	143,000	126,000
1年内返済予定の長期借入金	588,186	595,333
リース債務	96,289	78,972
繰延税金負債	64	-
未払法人税等	33,245	21,707
賞与引当金	56,525	57,539
未払金	209,552	215,298
その他	131,730	118,531
流動負債合計	1,651,835	1,712,795
固定負債		
長期借入金	3,235,604	3,439,353
リース債務	104,441	72,430
繰延税金負債	19,853	18,505
退職給付に係る負債	223,921	236,351
資産除去債務	39,425	40,951
その他	16,686	16,686
固定負債合計	3,639,933	3,824,278
負債合計	5,291,768	5,537,074
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,762,390	1,840,946
資本剰余金	1,361	79,917

利益剰余金	1,061,366	1,038,402
自己株式	421	421
株主資本合計	701,964	882,040
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	39,413	32,962
繰延ヘッジ損益	131	-
為替換算調整勘定	42,713	33,992
退職給付に係る調整累計額	11,146	11,491
その他の包括利益累計額合計	71,111	55,463
新株予約権	35,308	2,432
純資産合計	808,384	939,936
負債純資産合計	6,100,152	6,477,010

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
売上高	3,100,020	2,878,867
売上原価	2,399,006	2,165,090
売上総利益	701,013	713,777
販売費及び一般管理費		
役員報酬	37,306	35,640
給料及び手当	188,442	205,182
退職給付費用	8,282	8,936
減価償却費	17,899	20,305
旅費及び交通費	25,901	26,719
支払手数料	47,232	34,431
運賃	41,706	42,131
賞与引当金繰入額	11,929	21,103
研究開発費	124,485	127,706
その他	184,466	150,064
販売費及び一般管理費合計	687,651	672,220
営業利益	13,362	41,557
営業外収益		
受取利息	228	250
受取配当金	3,928	3,677
為替差益	33,297	5,527
助成金収入	43,163	47,871
業務受託料	10,017	14,447
その他	7,468	3,936
営業外収益合計	98,104	75,710
営業外費用		
支払利息	38,585	35,574
シンジケートローン手数料	3,781	-
持分法による投資損失	14,346	56,707
その他	5,380	6,700
営業外費用合計	62,093	98,982
経常利益	49,372	18,286
特別利益		
固定資産売却益	7,894	1,974
投資有価証券売却益	33,479	15,714
新株予約権戻入益	18,924	-
国庫補助金受贈益	9,985	9,738
持分変動利益	70,488	-
特別利益合計	140,772	27,427
特別損失		
固定資産除却損	47	4,579
固定資産売却損	100	-
固定資産圧縮損	3,511	4,395
減損損失	76,720	-
解約違約金	75,500	-
特別損失合計	155,878	8,974
税金等調整前四半期純利益	34,267	36,738
法人税、住民税及び事業税	12,630	14,138
法人税等調整額	170	363
法人税等合計	12,801	13,774

四半期純利益	21,466	22,964
非支配株主に帰属する四半期純損失()	1,311	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	22,777	22,964

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
四半期純利益	21,466	22,964
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,762	6,450
繰延ヘッジ損益	-	131
為替換算調整勘定	7,505	8,721
退職給付に係る調整額	611	345
その他の包括利益合計	8,656	15,648
四半期包括利益	30,122	7,316
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	31,433	7,316
非支配株主に係る四半期包括利益	1,311	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	34,267	36,738
減価償却費	216,425	180,651
貸倒引当金の増減額(は減少)	198	1,964
賞与引当金の増減額(は減少)	14,192	1,014
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	11,907	12,430
受取利息及び受取配当金	4,157	3,928
支払利息	38,585	35,574
為替差損益(は益)	1,813	6,492
持分法による投資損益(は益)	14,346	56,707
国庫補助金受贈益	9,985	9,738
固定資産売却損益(は益)	7,794	1,974
固定資産除却損	47	4,579
固定資産圧縮損	3,511	4,395
減損損失	76,720	-
投資有価証券売却損益(は益)	33,479	15,714
持分変動損益(は益)	70,488	-
売上債権の増減額(は増加)	63,715	285,895
たな卸資産の増減額(は増加)	61,392	50,585
仕入債務の増減額(は減少)	90,895	106,105
その他の資産の増減額(は増加)	42,918	42,766
その他の負債の増減額(は減少)	37,221	34,033
小計	220,434	2,017
利息及び配当金の受取額	4,157	3,928
利息の支払額	38,609	34,327
法人税等の支払額	12,942	25,685
営業活動によるキャッシュ・フロー	173,039	54,067
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	600	600
定期預金の払戻による収入	67,600	3,600
投資有価証券の取得による支出	3,245	3,449
投資有価証券の売却による収入	51,447	42,057
国庫補助金による収入	9,985	9,738
有形固定資産の取得による支出	330,584	128,927
有形固定資産の売却による収入	16,917	2,500
無形固定資産の取得による支出	8,153	870
貸付けによる支出	1,460	-
貸付金の回収による収入	390	340
その他の支出	2,088	2,042
投資活動によるキャッシュ・フロー	199,792	77,654
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	27,918	15,460
長期借入れによる収入	121,300	534,934
長期借入金の返済による支出	276,101	324,039
新株予約権の発行による収入	-	3,240
株式の発行による収入	-	156,304
自己株式の取得による支出	12	-
リース債務の返済による支出	48,356	49,191
財務活動によるキャッシュ・フロー	231,089	305,788
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,012	3,371
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	248,829	170,694
現金及び現金同等物の期首残高	588,648	244,925

連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	81,754	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 258,065	1 415,620

【注記事項】

当第2四半期連結累計期間
 (自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

当第2四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第2四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 手形割引高

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
受取手形割引高	90,318千円	36,201千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
現金及び預金	261,065千円	415,620千円
預入期間が3か月を超える定期預金	3,000千円	-千円
現金及び現金同等物	258,065千円	415,620千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動

当第2四半期連結累計期間において、行使価額修正条項付第8回新株予約権の一部行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ78,556千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が1,840,946千円、資本剰余金が79,917千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	光学事業	照明事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,346,317	320,667	2,666,985	433,035	3,100,020
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,346,317	320,667	2,666,985	433,035	3,100,020
セグメント利益又は損失 ()	372,327	57,730	430,057	195,831	234,225

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、デンタルミラーなどの医療向けガラス製品、洗濯機用ドアガラス、紫外線照射装置に使われるエキシマランプの蒸着加工などを含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
 (差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	430,057
「その他」の区分の損失()	195,831
全社費用(注)	220,863
四半期連結損益計算書の営業利益	13,362

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	照明事業	光学事業	計		
減損損失	-	-	-	76,720	76,720

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、デンタルミラーなどの医療向けガラス製品、洗濯機用ドアガラス、紫外線照射装置に使われるエキシマランプの蒸着加工などを含んでおります。

当第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	光学事業	照明事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,167,423	343,509	2,510,932	367,934	2,878,867
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,167,423	343,509	2,510,932	367,934	2,878,867
セグメント利益又は損失 ()	425,284	43,750	469,035	191,909	277,125

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、デンタルミラーなどの医療向けガラス製品、洗濯機用ドアガラス、紫外線照射装置に使われるエキシマランプの蒸着加工などを含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
 (差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	469,035
「その他」の区分の損失()	191,909
全社費用(注)	235,567
四半期連結損益計算書の営業利益	41,557

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	1円 43銭	1円 43銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	22,777	22,964
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	22,777	22,964
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,949	16,112
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1円 42銭	1円 42銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	139	31
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

新株予約権の権利行使による新株発行

平成27年10月1日から平成27年11月11日までの間に、行使価額修正条項付第8回新株予約権の一部について権利行使に基づく新株発行をいたしました。当該新株予約権の権利行使の概要は、以下のとおりであります。

発行された株式の種類及び株式数 普通株式 1,064,200株

発行総額 222,402千円

発行総額のうち資本金へ組み入れた額 111,201千円

これにより、平成27年11月11日現在、発行済株式総数(普通株式)は17,762,640株となり、資本金は1,952,147千円、資本準備金は191,118千円となっております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月 12 日

岡本硝子株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本 正 一 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 川 高 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている岡本硝子株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、岡本硝子株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。